

那覇市養育費履行確保等支援事業

こどもの明るい
ミライのために



養育費の取り決めや継続した履行確保に向けた支援を行います！

【①弁護士相談】

養育費の取り決めなどに関することを弁護士に無料で相談できます。

対象者：ひとり親家庭の親または離婚に向けた協議中の者であって、養育費等の取り決めや受取に関する支援が必要と認める者

支援回数：30分（同一案件につき1回）

【②公正証書作成支援】

養育費に関する公正証書等(作成日が令和6年4月1日以降)を作成する際に必要な費用を助成します。

対象者：養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
養育費の取決めに係る経費を負担した者
過去に同一の児童を対象として、同事案を対象として補助金等を交付されていない者

助成額：本人が負担した費用（上限45,000円） ※対象経費についてはお問い合わせください。

【③養育費保証契約費用支援】

ひとり親家庭の方が養育費の立替払いを行う保証会社と契約(締結日が令和6年4月1日以降)する場合の手数料の一部を補助します。

対象者：養育費の取決めに係る債務名義を有している者
養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
過去に同一の児童を対象として、養育費保証に関する補助金等を交付されていない者

助成額：本人が負担した費用（上限50,000円） ※初回契約時の費用分のみが対象です。

※①～③はそれぞれ要件があります。申し込みの前に一度下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※①～③は申し込み時点で那覇市に住所がある方が対象です。①は離婚前でも申し込みが可能です。

問い合わせ先

那覇市役所 子育て応援課（児童家庭グループ）

☎ 098-861-6951 内線：2559・2566

※ご来課される場合は電話による事前予約が必要です。

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 3階45番窓口 受付時間 平日8:30～16:30



（那覇市ホームページ）



（県内の公証役場）